平成23年度 第4回

芦屋市都市計画審議会

資 料

平成24年3月29日(木) **芦 屋 市**

《資料一覧》

【 諮問事項 】

1. 諮問第71号

【説明事項】

1. 阪神間都市計画 (芦屋国際文化住宅都市建設計画) 地区計画の決定 (芦屋市決定) (都市計画浜風町 1 街区地区計画の決定)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

【案件概略位置図】



阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画の変更 都市計画南芦屋浜地区地区計画の変更 (芦屋市決定)

(諮問第71号)

計 画 書

阪神間都市計画 (芦屋国際文化住宅都市建設計画) 地区計画の変更 (芦屋市決定)

都市計画南芦屋浜地区地区計画を次のように変更する。

8.「業務・研究地区」

業務・研究用地とする。

9. 「公共施設地区」

都市生活に欠かせない下水道処理施設及び公園等の用地とする。

10.「教育施設地区」

教育施設用地とする。

原則として0.5 mを超える現状地盤面の変更は行わないこととする。ただし、特別な理由により、やむを得ないと市長が判断する場合は、必要最低限の範囲で盛土を認める場合がある。

地区施設の整備の方針

- 1. 都市計画道路打出浜線及び芦屋浜線に連絡し、地区内の自動車交通を円滑に処理するため、地区幹線道路、補助幹線道路、区画道路を適切に配置する。
- 2. 地区幹線道路,補助幹線道路の整備にあたっては,植樹帯等を設けて緑豊かなうるおいのある歩行者空間を確保する。
- 3. 公園を適切に配置すると共に、水辺や中央部等にも緑地等を設け、地区全体を 緑豊かな都市とする。
- 4. 公園・緑地・緑道(フットパス)や主要施設を結び、歩車分離による安全で快適な歩行者ネットワークの確保を図る。

建築物等の 整備の方針

1.「低層住宅地区」

高質な住環境を確保しつつ緑豊かな環境を形成するため、建築物等の用途、敷地規模、建築物等の配置、高さ、形態・意匠及び敷地内緑化等に配慮して整備を行う。

2. 「沿道型低層住宅地区」

高質な住環境を確保しつつ幹線道路の沿道に生活利便施設の誘導を図るため、 建築物等の用途、敷地規模、建築物等の配置、高さ、形態・意匠及び敷地内緑 化等に配慮して整備を行う。

3. 「中高層住宅地区」

緑豊かな環境を形成するため、建築物等の用途、敷地規模、建築物等の配置、 形態・意匠及び敷地内緑化等に配慮して整備を行う。

4.「親水住宅地区」

親水性に富みリゾート性の高い住環境を形成するため、建築物等の用途、敷地 規模、建築物等の配置、高さ、形態・意匠及び敷地内緑化等に配慮して整備を 行う。

5.「センター地区」

魅力と賑わいあふれる環境を形成するため、建築物等の用途、敷地規模、建築物等の配置、形態・意匠及び敷地内空地等に配慮して整備を行う。

6.「マリーナ地区」

マリーナ機能や関連レクリエーション機能を形成するとともに周辺環境との 調和を図るため、敷地規模、建築物等の配置、高さ、形態・意匠及び敷地内空 地等に配慮して整備を行う。

7.「生活利便地区」

緑とうるおいのある環境を形成するとともに周辺の居住環境との調和を図るため、建築物等の用途、敷地規模、建築物等の配置及び敷地内空地等に配慮して整備を行う。

8.「業務・研究地区」

うるおいと活気あふれる環境を形成するとともに周辺環境との調和を図るため,建築物等の用途,敷地規模,建築物等の配置及び敷地内空地等に配慮して整備を行う。

9.「公共施設地区」

周辺環境との調和を図るため、敷地規模、建築物等の配置及び敷地内空地等に配慮して整備を行う。

10.「教育施設地区」

良好な文化的環境を形成するため、建築物等の配置、形態、意匠及び敷地内 緑化等に配慮して整備を行なう。

理 由 書

兵庫県企業庁が策定した「潮芦屋プラン」に基づき、民間活力の導入を図りながら、ウォーターフロントを生かした住宅、商業などの機能をもつまちづくり事業を推進しているところであるが、今回、地区整備計画が定められていない区域の内、土地利用計画が確定され、宅地分譲が行われる区域について、まちづくりを円滑に進めるため、地区整備計画区域を追加するものである。

-	8	-

地區	✓整備計Ⅰ	画を定める区域	計画図表示のとおり		
地	区整備計	画の区域面積	約87.6 ha		
		細区分の名称	低層住宅地区	中高層住宅地区	親水住宅地区
	細区分	細区分の面積	約32.4 ha	約5.2 ha	約2. 4 ha
地 区 整 備 計 画	建築物等に関する事項	建築物等の用途 の 制 限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 一戸建ての住宅 (2) 一戸建ての住宅で、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの (3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (4) 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5で定めるものを除く。)	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) 巡査派出所,公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (4) 近隣住民の利用に供する集会所 (5) 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5の5で定めるものを除く。)	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) 一戸建ての住宅で、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの (4) 市道涼風南浜線に接する敷地で、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第130条の5の2で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) (5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (6) 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5の5で定めるものを除く。)
		建築物の敷地面 積の最低限度	200 m²	10, 000 m²	200 m²
		建築物の延べ床 面積の敷地面積 に対する割合の 最高限度	10分の8とする。		
		建築物の建築面 積の敷地面積に 対する割合の最 高限度	10分の4とする。ただし、幅員11m以下の道路を対象として、 芦屋市建築基準法施行細則第22条1号から3号までのいずれかに該当する場合は、10分の1を加えることができる。		
		建築物の高さの 最高限度	1 建築物の高さの最高限度は10mかつ軒の高さは7mとする。 2 建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さによる。以下同 じ。)は、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地 境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5 mを加えたもの以下とする。		1 建築物の高さの最高限度は12mとする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離が4m未満の範囲にあっては、当該水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下とし、真北方向の水平距離が4m以上の範囲にあっては、当該水平距離から4mを減じたものに0.6を乗じて得たものに10mを加えたもの以下とする。
		壁面の位置の制限	 1 前面道路境界線から建築物の外壁(バルコニーの手すり壁その他これに類するもの及び出窓を含む。)若しくはこれに代わる柱又は高さ2mを超える門若しくは塀(以下「建築物の外壁等」という。)の面までの距離の最低限度は1.5mとする。 2 隣地境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は1mとする。 3 次の各号のいずれかに該当する場合は,前2項は適用しない。 (1)前2項の限度に満たない距離にある建築物が,物置その他これに類する用途に供する建築物で,軒の高さが2.3m以下であり,かつ,この限度に満たない距離にある部分の床面積の合計が5㎡以内であること。 (2)前2項の限度に満たない距離にある建築物の外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であること。 	1 前面道路境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は 1.5mとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限 りでない。 (1) この限度に満たない距離にある建築物が、物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが 2.3 m以下であり、かつ、この限度に満たない距離にある部分の床面積の合計が 5 ㎡以内であること。 (2) この限度に満たない距離にある建築物の外壁等の中心線の長さの合計が 3m以下であること。	1 前面道路境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は 1.5mとする。 2 隣地境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は 1m とする。 3 次の各号のいずれかに該当する場合は,前2項は適用しない。 (1)前2項の限度に満たない距離にある建築物が,物置その他これに類する用途に供する建築物で,軒の高さが 2.3m以下であり,かつ,この限度に満たない距離にある部分の床面積の合計が 5 ㎡以内であること。 (2)前2項の限度に満たない距離にある建築物の外壁等の中心線の長さの合計が 3m以下であること。
		建築物等の形態 又は色彩その他 の意匠の制限	車庫又は駐車場の出入り口は、区画道路(標準幅員 6.3m)以外の道路に面して設けてはならない。		車庫又は駐車場の出入り口は、市道涼風南浜線に面して設けてはならない。
		垣若しくはさく の構造の制限	道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なで(1) 高さが 0.6m未満のもの(2) 門(3) 門の袖で、その長さが 2m以下のもの	らのとする。ただし,次の各号のいずれかに該当するものについては,この	か限りでない。

	・画を定める区域	計画図表示のとおり		
	計画の区域面積 細区分の名称	約87.6 ha センター地区	マリーナ地区	生活利便地区
	細区分の面積	<u> </u>	2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	神区分の面積 建築物等の用途 の 制 限	約7.0 ha 次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 工場(建築基準法施行令第130条の6で定めるものを除 く。) (2) 自動車教習所 (3) 畜舎で床面積の合計が15㎡を超えるもの (4) 倉庫で床面積の合計が500㎡を超えるも (5) マージャン屋,ぱちんこ屋,射的場,勝馬投票券発売所,場外車券売場その他これらに類するもの(ゲームセンターを含む) (6) カラオケボックスその他これに類するもの (7) 倉庫業を営む倉庫	約2.6 ha 次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 自動車教習所 (2) 畜舎で床面積の合計が15㎡を超えるもの (3) 倉庫で床面積の合計が500㎡を超えるも (4) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの(ゲームセンターを含む) (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) 倉庫業を営む倉庫	約3.3 ha 次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 工場(建築基準法施行令第130条の6で定めるものを除く。) (2) ボーリング場,スケート場,水泳場その他これらに類するもので築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設 (3) ホテル又は旅館 (4) 自動車教習所 (5) 畜舎で床面積の合計が15㎡を超えるもの (6) 倉庫で床面積の合計が500㎡を超えるもの (7) 専ら道路貨物運送業若しくは貨物運送取扱業の用に供する倉庫又荷さばき場でその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えもの (8) 県道芦屋鳴尾浜線に面する敷地については、地盤面からの高さが1以上の部分を住宅の用途に供するもの
	建築物の敷地面 積の最低限度	1,000 m²	500 m²	200 m²
	建築物の延べ床 面積の敷地面積 に対する割合の 最高限度			
建築物等	建築物の建築面 積の敷地面積に 対する割合の最 高限度			
ととというとは、関	建築物の高さの 最高限度			
清 十 画 する事項	壁面の位置の制限	1 市道陽光海洋線の道路境界線から建築物の外壁等の面までの 距離の最低限度は 10mとする。 ただし、公衆便所又はあずま やで建築物の高さが4m以下のものについては1.5mとする。 2 隣地境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は 3mとする。 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項は適用しない。 (1) 前2項の限度に満たない距離にある建築物が、物置その他 これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下で あり、かつ、この限度に満たない距離にある部分の床面積の 合計が5㎡以内であること。 (2) 前2項の限度に満たない距離にある建築物の外壁等の中心 線の長さの合計が3m以下であること。	1 市道陽光海洋線の道路境界線から建築物の外壁等の面までの 距離の最低限度は 10mとする。 ただし、公衆便所又はあずま やで建築物の高さが4m以下のものについては1.5mとする。 2 隣地境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は 3mとする。 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項は適用しない。 (1) 前2項の限度に満たない距離にある建築物が、物置その他 これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下 であり、かつ、この限度に満たない距離にある部分の床面積 の合計が5㎡以内であること。 (2) 前2項の限度に満たない距離にある建築物の外壁等の中心 線の長さの合計が3m以下であること。	1 県道芦屋鳴尾浜線の道路境界線から建築物の外壁等の面までの距の最低限度は、よう壁上部から3.2mとする。 2 前項の道路を除く道路境界線から建築物の外壁等の面までの距離最低限度は1.5mとする。 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項は適用しない。 (1) 前2項の限度に満たない距離にある建築物が、物置その他これにする用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下であり、かつ、の限度に満たない距離にある部分の床面積の合計が5㎡以内であると。 (2) 前2項の限度に満たない距離にある建築物の外壁等の中心線の長の合計が3m以下であること。
	建築物等の形態 又は色彩その他 の意匠の制限	車庫又は駐車場の出入り口は市道陽光海洋線に面して設けてはな	らない。ただし、緊急時等の車両用の出入口はこの限りでない。	県道芦屋鳴尾浜線に面したよう壁を造りかえる場合は、景観と緑化 配慮した形態,色彩,意匠とすること。なお,当該用地の造成工事完 時における勾配を超えてはならない。
	垣若しくはさく の構造の制限	道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なもの(1) 高さが 0.6m未満のもの(2) 門(3) 門の袖で、その長さが 2m以下のもの	のとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、	この限りでない。

* 數 / 二 3 1	画を定める区域・画の区域面積	計画図表示のとおり		
		約87.6 ha	// ###=################################	
	細区分の名称	業務・研究地区	公共施設地区	
神区刀	細区分の面積	約4.7 ha	約30.0 ha	
		 次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 自動車教習所 (2) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの(ゲームセンターを含む) (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) 倉庫で床面積の合計が 1,500 ㎡を超えるもの 		
	建築物等の用途の 制限			
建	建築物の敷地面積の最低限度	1, 000 m²		
築 物 等 に	建築物の延べ床 面積の敷地面積 に対する割合の 最高限度			
関する事項	建築物の建築面 積の敷地面積に 対する割合の最 高限度			
,	建築物の高さの 最高限度			
	壁面の位置の制限	1 県道芦屋鳴尾浜線の道路境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は、よう壁上部から3.2mとする。 2 前項の道路を除く道路境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は3mとする。 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項は適用しない。 (1) 前2項の限度に満たない距離にある建築物が、物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下であり、かつ、この限度に満たない距離にある部分の床面積の合計が5㎡以内であること。 (2) 前2項の限度に満たない距離にある建築物の外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であること。	前面道路境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は3mとする。ただし、次の各号のいずかに該当する場合は、この限りでない。 (1) この限度に満たない距離にある建築物が、物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さ2.3m以下であり、かつ、この限度に満たない距離にある部分の床面積の合計が5㎡以内であること。 (2) この限度に満たない距離にある建築物の外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であること。	
	建築物等の形態 又は色彩その他 の意匠の制限	県道芦屋鳴尾浜線に面したよう壁を造りかえる場合は、景観と緑化に配慮した形態,色彩,意匠とすること。なお,当該用地の造成工事完了時における勾配を超えてはならない。		
	垣若しくはさく の構造の制限	道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 (1) 高さが 0.6 m未満のもの (2) 門 (3) 門の袖で、その長さが 2m以下のもの		

[「]地区計画の区域及び地区整備計画の区域、地区の細区分は計画図表示のとおり」

理印

[「]別紙理由書のとおり」